

防整技第 7 4 0 3 号
2 8 . 4 . 1
一部改正 防整技第 1 0 6 6 9 号
3 0 . 6 . 2 9

大 臣 官 房 会 計 課 長
地 方 協 力 局 施 設 管 理 課 長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防 衛 研 究 所 企 画 部 総 務 課 長
統 合 幕 僚 監 部 総 務 部 総 務 課 長
陸 上 幕 僚 監 部 防 衛 部 施 設 課 長
海 上 幕 僚 監 部 防 衛 部 施 設 課 長 殿
航 空 幕 僚 監 部 防 衛 部 施 設 課 長
情 報 本 部 計 画 部 事 業 計 画 課 長
各 地 方 防 衛 局 調 達 部 長
帯 広 防 衛 支 局 長
東 海 防 衛 支 局 長
熊 本 防 衛 支 局 長
名 護 防 衛 事 務 所 長
防 衛 装 備 庁 長 官 官 房 会 計 官

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の施行に伴う自衛隊
施設及び米軍施設の積算の取扱いについて（通知）

標記について、別紙のとおり対応することとしたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設
計画官、人事教育局厚生課長、地方協力局提供施設課長

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」の施行に伴う自衛隊施設及び米軍施設の積算の取扱いについて

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）」（以下「住宅瑕疵担保履行法」という。）に基づき、新築住宅については、工事受注者に対して、保険への加入又は保証金の供託による資力確保措置が義務付けられているところである。この義務付けに係る防衛省が実施する建設工事（工事の実施細目について（防整技第7167号。28.3.31）第2第1項に規定する工事をいう。）の費用の積算は以下による。

1 対象建物

（1）自衛隊施設

- ア 公務員宿舎（ただし、居住の用に供しない附属棟は除く。）
- イ 生活隊舎を含む施設（隊庁舎及び隊舎等、ただし、宿泊の用に供する学生隊舎及び廠舎は除く。）

（2）米軍施設

- ア 家族住宅（ただし、居住の用に供しない附属棟は除く。）
- イ 独身将校宿舎及び独身下士官宿舎（ただし、宿泊の用に供する学生隊舎及び廠舎は除く。）

2 積算方法

（1）住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保のための費用は、主たる工事（建築工事）の一般管理費等に積上げ計上することを原則とする。

なお、主たる工事以外の設備工事等において、住宅瑕疵担保履行法における資力確保の対象部位である構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分の工事が含まれる場合において、受注者が保険への加入による資力確保措置を行う場合は、建築工事に連名とすることにより保険に加入するものとする。

（2）算出方法については、保険法人の保険料（検査料を含む。）の見積りにより、適切に計上する。